

公益社団法人全国出版協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人全国出版協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、文字・活字文化の振興と啓発を図るとともに、出版の動態及び関連する事態の調査研究を行い、もってわが国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 出版の生産、輸出及び市場に関する調査、研究並びに各種統計等関連資料の作成及び刊行
 - 2 出版科学研究所を運営し、出版に関する情報収集及び提供を行う
 - 3 出版及び文字・活字文化の振興に関連する講演会を開催する
 - 4 文字・活字文化振興のため、普及啓発を推進する
 - 5 関係団体と連携を図り、文字・活字文化の振興に寄与する
 - 6 その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、出版及びそれに関連する事業を営む者であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

第 7 条 (会 費)

前条の承認を受けた会員は、会員規則の定めるところにより会費を納めなければならない。

- 2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
(任意退会)
- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
(除名)
- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき
(会員資格の喪失)
- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
(2) 総会員が同意したとき
(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総会

- (構成)
- 第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(権限)
- 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)
- 第 13 条 総会は定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。
(招集)
- 第 14 条 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 その場合理事長は、その請求があった日から6週間以内の日を臨時総会の日とする臨時総会の招集を通知する。
- 4 総会の招集は、少なくとも2週間以前に、総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 定時総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。ただし当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任したものは、出席者とみなす。

- 2 総会の決議は、可否同数の時は議長の決するところによる。ただし、前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちから、当該総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理

事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第26条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行なう。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事、常務理事の選定又は解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は理事長がこれに当たり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれを代理し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、常務理事がこれを代理する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 運営と組織

(事務局)

- 第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。
(会長及び名誉会長等)

- 第34条 この法人には、会長1名及び名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。
- 2 会長、名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
 - (3) 会長は、本協会の文字・活字文化の振興及び啓発を推進する
 - 3 会長及び名誉会長、顧問の選任、解任は理事会において決議する。
 - 4 会長及び名誉会長、顧問の報酬は、理事会において別に定める。
(評議員会)

- 第35条 この法人に、次の各号を行なうため評議員会を置くことができる。
- (1) この法人の普及発展に資するため定期または随時に所要の助言を行うこと
 - (2) 理事会から諮問された事項について広範な見地から参考意見を述べること
- 2 前項の評議員会は、40名以内の会員及び有識者をもって構成し、理事会において選任及び解任する。
 - 3 第1項の会議の運営の細則は、理事会において定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 予算等については定時総会に報告するものとする。
 - 3 予算等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければ

ならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）

第39条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第41条 この法人は、総会において総会員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の総会員の議決権の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与

するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 則

(細則)

第45条 この定款のほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により協会細則に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は上瀧博正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

変更

2013年(平成25年)5月29日、第16条(議長)、第26条(責任の免除又は限定)変更

2016年(平成28年)5月24日、第37条(事業計画及び収支予算)変更